



E・ナスの「人間にふさわしい社会国家」の構想

永合, 位行

(Citation)

国民経済雑誌, 199(4):55-67

(Issue Date)

2009-04

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/81005191>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005191>



E. ナスの「人間にふさわしい社会国家」の構想

永 合 位 行

本稿は、ドイツの経済倫理学者 E. ナス (E. Nass) の「人間にふさわしい社会国家」の構想に焦点をあて、今後の経済社会の枠組みを考えるにあたって重要となる視点を提起することを目的としている。ナスは、「人間の本性」に基づいて、経済社会を編成する諸原則を根拠づけ、それらの諸原則に適合した経済社会の枠組みとして「人間にふさわしい社会国家」を構想する。その構想において、国家は、万人の積極的自由を保障するために、基礎能力の平等な保障を実現するという課題を負っている。こうしたかれの構想の基礎にあるのは、どこまでも人間の尊厳を大切にしていこうとする倫理観である。

キーワード E. ナス, 人間にふさわしい社会国家, 人間の本性, 潜在能力

1 はじめに

福祉国家の限界が叫ばれて久しい。OECD の報告書『福祉国家の危機』が出版されたのは1981年のことであるが、それ以降、今日にいたるまで、福祉国家の限界を克服するためのさまざまな構想が提起され、また実践に移されてきている。なかでも、個人の自由と自己責任を一元的に強調し、福祉国家を痛烈に批判する新自由主義の構想は、共産主義体制の崩壊やグローバル化の進展に支えられて、人々の目指すべき新たな経済秩序構想として広く支持されてきた。しかしながら、その新自由主義の構想への信頼も、近年の格差問題の出現や2008年の金融危機等を契機として、大きく揺らいできている。

こうした新自由主義への信頼の低下は、人々が目指すべき経済社会の枠組みへの問いをあらためてわれわれに突きつけているということができよう。だが、この問いに答えるためには、まずもって人々が目指すべき価値や倫理原則を明らかにし、そのうえで、その価値や倫理原則に適合した経済社会の枠組みを構想していく必要がある。その意味で、経済の倫理的な考察を基礎においた学問体系、すなわち経済倫理学が、いままさに求められているのである。

もちろん、経済学においても、規範分析が行われてこなかったわけではない。しかし、その規範分析は、効率性を中心的な価値基準とした規範分析であったといわざるをえない。資

源が希少である以上、限られた資源を無駄やロスなしに効率的に活用すべきことはいうまでもない。しかしながら、効率性はあくまで手段選択の合理性を示すものであって、人間が追求すべき目的それ自体の合理性を表わすものではない。手段選択の領域において効率性が確保されなければならないにしても、効率性のみをひたすら追求するような経済社会は、あるべき経済社会の姿を示すものということとはできない。それゆえ、いままさに求められている経済倫理学は、人間の目指すべき目的を明らかにする倫理学と効率的な手段選択を明らかにする経済学との建設的な対話と総合にはかならない。本稿でドイツの経済倫理学者、E. ナス (E. Nass) を取り上げるのも、かれがこうした「経済学と倫理学のディスクールとしての経済倫理学」(Wirtschaftsethik als Diskurs zwischen Ökonomik und Ethik) を構想し²⁾、その経済倫理学の構想にもとづきあるべき経済社会の枠組みを示そうとしているからにはかならない。かれは、経済倫理学の分野ではもっとも伝統のあるカトリック社会論の系譜に属する論者の一人であるが、その考えの基礎にあるのは、「言葉の完全な意味でのヒューマニズム」(Humanismus im Vollsinn des Wortes) といわれるように、人間の尊厳をどこまでも大切にしていこうとする倫理観である³⁾。この倫理観を基礎におき、かれは、福祉国家にかわる新たな経済社会の構想、すなわち「人間にふさわしい社会国家」(Der humangerechte Sozialstaat) の構想を展開するのである。

本稿の課題は、このナスの「人間にふさわしい社会国家」の構想を通して、今後の経済社会の枠組みを考えるにあたって重要となる視点を提起することにある。そのために、以下ではまず、ナスが人間の目指すべき価値や倫理原則についてどのように考えていたのかを明らかにする。その上で、そうした価値や倫理原則に適合した経済社会の枠組み、すなわちかれのいう「人間にふさわしい社会国家」がいかなるものであるのかを見ていきたい。

2 人間の本性と経済の目的

2.1 人間の本性

ナスは、あるべき経済社会の枠組みを構想するにあたって、その枠組みの正当性を判定する最上位の基準を「人間の尊厳」(Menschenwürde) に求める⁴⁾。人間は、「人間であることに基づくだけで、譲渡不可能な価値をもった」存在であり、こうした尊厳のある存在として、あらゆる人間は等しく尊重されなければならない。それゆえ、人種や性といった違いによって、この人間の尊厳の平等を損なうような経済社会の枠組みは、あるべき経済社会の枠組みでは断じてない。「人間の不可侵の尊厳の尊重と擁護」(Achtung und Wahrung unantastbarer Würde des Menschen)、これこそがナスによって要請される社会編成の最上位の基準なのである。

こうしたナスの基本的立場から明らかのように、かれの経済倫理学の構想の中心にはつね

に人間が置かれる。人間は、個別・具体的な存在として見れば、さまざまな属性を有したきわめて多様な存在である。しかし、その多様な人間も人間である以上、どの人間にも人間をして真に人間たらしめるものが内在していなければならない。この人間をして真に人間たらしめるものこそ、「人間の本性」(die menschliche Natur)にほかならず、それは、ナスが「⁵⁾理念的人間の本质」(das Wesen des idealen Menschen)と呼ぶように、それ自体、善なるものである。人間が人格として位置づけられ、等しく尊重されるべきであるのも、人間にこの「人間の本性」が内在するからにほかならない。それゆえ、ナスがどこまでも大切にしようとする「人間の尊厳」とは、人間本性を有する人格としての人間の尊厳を意味しているのである。

もちろん、人間の本性は、ナスが言うように、あくまで理念的人間の本质であり、具体的人間において完全に実現されているわけではない。それどころか、人間には「自由な意志」(der freie Wille)があり、人間本性に反した生き方をすることもできる。しかしながら、人間は、自らの意志で人間本性の完成を目指して生きることによって、真に人間たるものになることができる。それゆえ、人間には、人間本性の完成という究極目的がその本性に内在する形で与えられているのであり、あらゆる規範や倫理原則は、この究極目的に基づいて根拠づけられねばならない。ナスの経済倫理学構想が「目的倫理的アプローチ」(der ⁶⁾finalethische Ansatz)と称される所以である。

それでは、人間本性の完成という究極目的から、いかなる規範や倫理原則が導かれるのであろうか。ナスは、この問題に対して、人間の「⁷⁾個人本性」(Individualnatur)と「社会本性」(Sozialnatur)の両面から答えていこうとする。まず人間は、個人として見れば、それぞれに個性を有した多様な存在であるとともに、すでに述べたようにどの個人も自由な意志をもつ。それゆえ、人格たる人間は、それぞれの個性に適したやり方で、自己を高め、自らの人格を完成させていかななければならない。自己決定と自己責任の原則にもとづく自律した行動、これが個々の人間に求められるのである。こうした自律した行動を各人に可能にするために、あらゆる人間には、自己決定の自由が保障されなければならない。ここに自由と自己責任の原則が、まずもって社会編成の原則として要請されてくることになるのである。

しかしながら、個人としての人間は、けっして自足した存在ではない。人間は、互いに助け合うことによって始めて、自らの生を維持し、自己を高めていくことができる。それゆえ、人間は本性的に社会的な存在なのであり、社会ないし共同体の存在なしに、人間本性の完成はない。社会ないし共同体の存在理由はまさにここにあるのであり、その存在目的は、社会的結合を通じた万人の人間本性の完成、すなわち「共同善」(Gemeinwohl)の実現に資することにある。国家もまた、共同体の一形態である以上、その存在理由ならびに存在目的は、この共同善の実現に求められる。すなわち、国家は、その強制力を用いて、共同善を包

括的全面的に実現し、万人の人間本性の完成をはかっていかなければならないのである。

こうした社会本性に基づき、個々の人間は、連帯的に行動し、共同善の実現に寄与するという社会的義務を負う。しかも、この「連帯性」(Solidarität)の原則は、道徳的義務であるだけでなく、法的義務としても解釈されなければならない。なぜなら、連帯性の原則が道徳的義務にとどまるものであるとするならば、共同善を実現するための国家によるいかなる強制措置も正当化されえないからである。「連帯性は法原則であり、連帯的に行為する人間は法的義務に従う。その人間がたんなる法遵守からこれをなすのか、道徳的動機からこれをなすのかは、連帯性基準の充足にとっては、重要ではないのである⁸⁾」。それゆえ、個々の人間に保障されるべき自由は、無制限で絶対的な自由を意味するものではない。「共同善の優先」(Primat des Gemeinwohl)あるいは「自由に対する社会本性の優先」(Primat der Sozialnatur vor der Freiheit)⁹⁾と言われるように、共同善の実現のためには、各人に与えられる個人的自由は、一定の制限に服さなければならないのである¹⁰⁾。

もちろん、このことは、国家がなにをなしてもよいということの意味するものではない。国家は、自己決定の自由を保障するために、個人ないし下位の共同体が自己責任的に(あるいは連帯的に)行為しうる場合には、けっしてこれに介入してはならない。国家がなすべきことは、個人ないし下位の共同体が自己責任的に行為しえなくなった場合に、これらの主体をふたたび自己責任的に行為しうる状況におくこと、すなわち補完的支援に限られるのである。「補完的支援は、自助への援助として理解され、それは、より小さな形成体がふたたび自己責任的に行為しうるようになった時に終わるのである¹¹⁾」。ここに、いわゆる「補完性の原則」(Subsidiaritätsprinzip)が、連帯性の原則とともに、社会編成の原則として要請されてくることになるのである。

2.2 経済の目的

人間は、生存していくために、また、自らの人格を完成していくために、物財を必要としている。こうした物財調達活動が経済にはかならないが、この物財調達活動は、すでに述べた人間の社会本性からして、社会的に、つまり分業と協働を通じて行われるしかない。そのさい、注意すべきことは、こうした社会的になされる経済が、あくまで手段調達の領域にすぎないということである。それゆえ、社会経済のあるべき姿を明らかにするためには、経済が何のために行われるのか、その目的が問われねばならない。

すでに述べたように、人間の究極目的は人間本性の完成にあり、社会の存在目的は社会的結合を通じた万人の人間本性の完成にある。だとすれば、社会経済の最終目的もまた、万人の人間本性の完成を目指すものでなければならない。ナスは、カトリック社会論の代表的論者の一人である A. ウッツ (A. F. Utz) の言葉を引用しながら、次のように述べている。経

済の定義は、『『経済活動の目標、すなわち人間としての完成にいたるための必要にかんがみて欠かせない全社会成員の全面的かつ共同的な扶養という目標、要するに共同善なる目標から始まる』。経済の最終目的は、共同善なのである。必要充当はすでに社会的に理解されており、それゆえに客観的に公正と見なされる。経済は、共同善に向けてのその究極目的性によって¹²⁾はじめて、客観的に公正であり、それゆえにそれ自体善なのである』。ナスのこの言葉からわかるように、社会経済の目的は、万人の人間本性の完成をはかるためのさまざまな必要を充当することにある。もちろん、この必要充当には、当然のことながら、物質的な必要のみが含まれるのではなく、文化的な必要、さらには倫理的な必要もまた包含されなければならない。それゆえ、経済が自己目的化し、物質的豊かさのみをひたすら追求するような社会経済は、けっしてあるべき社会経済の姿を示しているものではない。

経済学において中心的な価値基準とされてきた効率性もまた、この観点にもとづいて捉え直されねばならない。資源が希少である以上、経済の原則として効率性が要請されることは言うまでもない。しかし、その効率性は、手段調達の合理性を保証するものでしかない。それゆえ、効率性は、社会経済の最終目的である共同善の達成に役立つかぎりでのみ正当化される価値基準であり、それはいわば「奉仕価値」(Dienstwert)¹³⁾にとどまる。経済活動がいかに効率的なものであったとしても、その目的が、人間本性の完成という究極目的にしたがって判断される「倫理的合理性」(ethische Rationalität)に反するものであったとすれば、その活動はけっして正当化されえない。それゆえ、倫理的合理性は、効率性ないし「経済的合理性」(ökonomische Rationalität)に優位する。ナスによれば、経済倫理学にとって必要なことは、こうした倫理的合理性が優位した下での、倫理的合理性と経済的合理性との間の実りある対話にはかならない。この意味で、かれの目指す経済倫理学は、その著書の題名でもある「経済倫理の目的としての人間」(Der Mensch als Ziel der Wirtschaftsethik)を中心に置いた、「経済学と倫理学の間のディスクルスとしての経済倫理学」¹⁴⁾の構想にはかならないのである。

3 人間にふさわしい社会国家の構想

以上のような経済倫理学の構想を基礎に、ナスは、あるべき経済社会の枠組みを明らかにしていこうとする。すでに述べたことから明らかなように、あるべき経済社会の枠組みは、「人間の不可侵の尊厳の尊重と擁護」を社会編成の最上位の基準とし、人間本性の完成に資する諸原則に適合したものでなければならない。かれの構想が、「人間にふさわしい社会国家」の構想と呼ばれる所以である。以下では、この「人間にふさわしい社会国家」の構想がいかなるものであるのかを見ていくことにしよう。

3.1 積極的自由の保障

ナスは、自由と自己責任の原則を一元的に強調する新自由主義の構想にけっして与しはしない。しかしながら、だからといってかれは、新自由主義が求める市場と私有制に基づく経済秩序を否定するわけではない。なぜなら、かれもまた社会編成の原則として、自由と自己責任の原則ならびに効率性の経済原則を要請し、これらの原則に、市場と私有制に基づく経済秩序は適合しているからである。しかしながら、このことは、かれがなにかも市場に任せる市場一元的な経済秩序を肯定したことを意味するものではない。かれによれば、二つの論拠に基づいて、国家による市場への介入が要請される¹⁵⁾。まず、市場が不効率な場合、国家は、効率性の基準に基づいて、市場に介入しなければならない。これは、経済学において「市場の失敗」(Marktversagen)として知られている問題が生じた場合に必要とされる国家介入である。しかしながら、国家による市場への介入が要請されるのは、これだけではない。すでに述べたように、効率性は奉仕価値しかもたず、たとえ効率的な市場であったとしても、市場が倫理的合理性に反する結果をもたらす場合には、国家は、共同善を実現するために、市場に介入しなければならないのである。このように、ナスは、市場への国家介入を正当化する二つの論拠をあげるが、かれの議論の中心におかれるのは、言うまでもなく第二の論拠である。そこで、共同善の実現のために必要とされる国家介入とはどのようなものであるのか、いまいし詳しく見ていくことにしよう。

すでに述べたように、個人本性にもとづき、あらゆる個人には自己決定の自由が保障されなければならない。市場と私有制にもとづく経済秩序が要請されたのも、そのためにほかならない。が、ナスによれば、自己決定の自由には、二種類の自由概念が存在する¹⁶⁾。一つは「消極的自由」(negative Freiheit)であり、いま一つは「積極的自由」(positive Freiheit)である。消極的自由は、各人が他者による強制的な干渉を受けない状態を意味し、積極的自由は、各人が自律的に自己決定し自己実現をはかりうる状態を意味する。ナスによれば、消極的自由にしる、積極的自由にしる、いずれか一方を一面的に強調することは、その自由の実現にさいして、人間の尊厳という上位原則に反する恣意的支配を引き起こす危険性がある。なぜなら、消極的自由の一方的強調は、強者の支配と弱者の貧困化をもたらし、積極的自由の一方的強調は、積極的自由の実現の名の下に、国家の恣意的支配をもたらす可能性があるからである。それゆえ、国家は、消極的自由に最大限の配慮を払いつつ、積極的自由の実現をはかるという課題を負う。そのために、国家は、まずもって各個人の私有権を保障し、他者による恣意的な干渉からこれを保護しなければならない。しかし、各個人に認められる私有権は、無制限の絶対的権利を意味するものではない。各個人の私有権は、万人の積極的自由への権利、ナスの言う「社会的基本権」(soziale Grundrechte)¹⁷⁾によって制約される。国家による市場への介入は、この万人の積極的自由を保障するためになされるものでなければ

ならないのである。

3.2 潜在能力アプローチ

それでは、国家は万人の積極的自由を保障するためになにをなさねばならないのであろうか。この問いに関して、ナスは、A. セン (A. Sen) によって展開されてきた「潜在能力アプローチ」(Befähigungsansatz) に依拠しながら、自らの議論を展開していこうとする。このアプローチの中心概念となるのが、言うまでもなく「潜在能力」(Befähigung) の概念である。ここで、各個人の潜在能力とは、「その個人が達成しうる諸機能の代替的組み合わせ」を意味する。すなわち、各個人は、自らの意志決定によりある特定の機能の組み合わせ、つまり特定の「生き方やあり方」を選択することになるが、各個人にとって選択可能なその機能の組み合わせの集合、つまり自己決定の選択機会の豊かさが潜在能力にほかならないのである。こうした自らの人生の生き方を自己決定しうる潜在能力が豊かになるほど、積極的自由はそれだけ実現されたということが出来る。むしろ、ここで自己決定される人生の生き方は、これまでのナスの議論から明らかなように、人間の本性にしたがった生き方でなければならない。それゆえ、「決定の自由としての積極的自由は、現在の個人的性向に従うことができるというたんなる自由とは区別される。むしろそれは、個々人が自らの本性的規定にしたがって決定をなす潜在能力を与えられている場合にはじめて実現されるのである」¹⁹⁾。

こうした潜在能力の考え方を基礎に、ナスは、あらゆる人間に最低限必要な潜在能力、すなわちかれの言う「基礎能力」(Grundfähigkeiten) の平等な保障こそが積極的自由を実現するために必要な国家のなすべき役割であると主張する。このかれの主張に関しては、次の二つの点に注意しなければならない。

第一に、各人が自己を実現していくためには、各人の個性に応じて、またその時々時代の状況や文化に依存して多様な能力が必要とされる。そのさい、この多様な能力の社会的優先度に関して、あらゆる人に最低限必要とされる基礎能力とそうではない個別能力との区別が必要になるが、その区別は時代状況や文化に応じて可変的なものにならざるをえない。それゆえ、国家が基礎能力として具体的に何を保障すべきかは、時代状況や文化に応じて異なったものになってくる。この意味で、ナスのいう「人間にふさわしい社会国家」の構想は、その具体的な形態という点でいえば、多様で動態的な展開を示すものにならざるをえないのである。²¹⁾

第二に、国家による基礎能力の平等な保障は、まずもって各個人が自らの責任で基礎能力を展開しうる「機会の平等」(Chancengleichheit) の保障を意味している。²²⁾ それゆえ、たとえば健康という基礎能力に関して言えば、国家は、あらゆる人が医療サービスを受けられる機会を提供すべきであるが、その医療サービスをどのように利用し、健康という基礎能力を

実際にどのように展開していくかは、個々人の自己責任にまかされるのである。なぜなら、基礎能力の具体的展開をも国家が決定することは、自己決定の自由への侵害にほかならないからである。が、基礎能力の具体的展開が自己責任にまかされるということは、その責任を果たさなかった人には、「責任者原則」(Verursacherprinzip)にしたがって、相応の罰則が科せられることを意味する。これも健康の例で言えば、健康責任を果たさなかった人、たとえば必要な予防検査を受けずに病気になった人は、受診にさいして、相応の自己負担額の引き上げを科せられねばならないのである。そうでなければ、人々の健康責任への意識が弱められてしまうことになりかねないからである。

しかしながら、こうした責任者原則を適用しうするためには、そもそも基礎能力の必要性をあらゆる人が理解し、そして、なんら妨げられることなくその基礎能力の展開に取り組める環境が整えられていなければならない。国家がいくら平等な機会を提供したとしても、こうした「自己責任のための潜在能力」(Befähigung zur Eigenverantwortlichkeit)が各人に備わっていない²³⁾ければ、各人が基礎能力の展開をはかることなど期待できないからである。それゆえ、国家は、基礎能力の平等な保障を実現するために、平等な機会の提供を果たすだけでなく、義務的な措置、たとえば全員に対する義務教育制度の導入等を通じて、各人に「自己責任のための潜在能力」を身につけさせる²⁴⁾ことが必要なのである。

以上のような意味において、国家は、基礎能力の平等な保障を実現するという課題を負う。しかしながら、それ以上のことを、国家は為してはならない。なぜなら、こうした最低限必要な潜在能力の保障を通じて、各人が自己責任的に行為しうる状況におかれた時、補完性の原則にもとづいて、国家の果たすべき役割は終わるからである。

3.3 福祉国家への批判

以上のように、国家は、万人の積極的自由を保障するために、あらゆる人間に最低限必要な潜在能力を平等に保障するという義務を負う。このことは、各個人にとっては、最低限必要な潜在能力を保障される権利、すなわちなすの言う「潜在能力権」(Befähigungsrechte)が、社会的²⁵⁾基本権として与えられていることを意味する。この潜在能力権は私有権に優先し、それゆえ、この潜在能力権が妨げられている人は、最低限必要な潜在能力の保障を社会ならびに国家にたいし要求することができる。しかしここで注意しなければならないことは、この潜在能力権が、あくまで自らが自己責任に基づく自律した行動をとれるようになるための権利であることである。したがって、潜在能力の保障を要求する個人は、自己責任に基づく自律した行動をとれるように最大限努力する社会的義務を負う。たとえば、失業者は失業手当を受給するにあたって、ふたたび労働市場に参入できるように自らが最大限の努力をすることを義務づけられる。そうした社会的責任を果たさない人には、ふたたび責任者原則に基

づき、失業手当の相応の減額がなされねばならないのである。

こうしたナスの議論から明らかなように、かれの目指す「人間にふさわしい社会国家」の構想は、国家があらゆる人の生活を保障する「扶養国家」(Versorgungsstaat)の構想では断じてない²⁶⁾。なぜなら、扶養国家の下では、社会的責任を果たさない人でも生活を保障されており、そのため、自らの責任を果たすことなく、他者の負担で自己利益をひたすら追求しようとする「フリーライダー・メンタリティ」(Trittbrettfahrermentalität)が広がっていくことにならざるをえないからである。と同時に、こうしたフリーライダー的行動をとる人々を扶養しなければならない負担者の側には、なにゆえ負担をしなければならないのかという意識が広がり、その結果、人々の間からは連帯性の意識が失われていってしまうことになりかねないのである。ナスによれば、福祉国家はまさにこの扶養国家を意味するものにほかならず、それゆえかれは、次のように福祉国家を痛烈に批判するのである。

「人間にふさわしい社会国家は、補償的な福祉国家とは両立不可能である。福祉国家は、人間から自己扶養の責任を奪い、それゆえ人間を目的と見なさず、そして、アイデンティティを与える連帯感情を圧殺することによって、決定の実質的自由を制限するのである」²⁷⁾。

4 人間にふさわしい社会国家の実現可能性

ナスの「人間にふさわしい社会国家」の構想は以上のようなものであるが、かれの議論は、これで終わるわけではない。かれはさらに、自らの構想の実現可能性をも検討していく。なぜなら、実現可能性を有した構想でなければ、その構想は、福祉国家の危機を克服する現実性のある経済秩序構想とはいえないからである。この実現可能性の検討のさいに、かれは、自らの構想が個人的合理性に合致しているのか、という点にとりわけ焦点をあてていく²⁸⁾。というのも、その構想が、個人的合理性に合致していない行動を各人に強いるとすれば、その構想は人々に受け入れられず、その結果、それは実現不可能なものとならざるをえないからである。以下、この点に関するかれの議論を見ていくことにしよう。

ナスは、個人的合理性に関して、人間の本性が個人本性と社会本性の二つの側面をもつことから、人間は「利己主義的合理性」(egoistische Rationalität)と「同感的合理性」(sympathetische Rationalität)の二つの合理性をあわせもつと考える²⁹⁾。人間は、利己主義的合理性に基づいて、自らの利益を実現するために合理的行動をとろうとする。しかし、人間は、自らの私益のみをひたすら追求する存在ではない。A. スミス (A. Smith) の「同感」(Sympathie)の能力の議論にも見られるように、人間は、他者の利益を実現するためにも合理的行動をとろうとするのである³⁰⁾。

ここでナスは、同感的合理性に関して、いかなる動機にもとづいて他者の利益を実現しようとするのか、という基準にもとづき、「利他主義的動機」(altruistische Motivationen)に

よるものと「義務論的動機」(deontologische Motivationen)によるものとを区分する。利他主義的動機とは、他者の利益を実現することが自らの効用を高めることになるがゆえに、他者の利益に配慮した行動をとろうとする動機を意味する。一方、義務論的動機とは、それが義務であるという理由からだけで、他者の利益に配慮した行動をとろうとする動機である。それゆえ、義務論的動機からは、人間は、自らの効用が下がるとしても、他者の利益を実現しようとする。表1は、ナスの議論にもとづいて、人間のもつ合理性と動機を整理したものであるが、人間は、これら二つの合理性と三つの動機を比較考量しながら自らの行動を決定していくのである。

表1 合理性と動機の種類

合理性	同感的合理性		利己主義的合理性
動機	義務論的動機	利他主義的動機	利己主義的動機

(出所：E. Nass, *Der humane Staat*, Tübingen, 2006, S. 232 より作成)

以上のような個人的合理性に関する考えを基礎に、ナスは、自らの構想の実現可能性を検討していく。すでに述べたように、かれの提起する「人間にふさわしい社会国家」の構想は、共同善の実現のために、連帯性の原則にもとづき、各個人に自らの所有権の一部を放棄することを、法的に強制するものである。それゆえ、この所有権の放棄は、人間が利己主義的動機にのみもとづいて行動する存在であったとすれば、まさに強制としか感じられず、人々による自発的な受け入れを期待することはできない。しかしながら、人間は利己主義的動機だけでなく、同時に利他主義的動機ならびに義務論的動機をともにもつ。こうした同感的動機を人が強くもつならば、要求される所有権の放棄は強制とは感じられず、それゆえ、ナスの「人間にふさわしい社会国家」の構想は、人々に受け入れられる可能性があるということが出来る。かれによれば、同感的動機を人々が強くもつようになるには、人々の間に「我々という感情」(Wir-Gefühl)、すなわち「共同体精神」(Gemeinschaftsgeist)が強く分け持たれている必要がある。³¹⁾この「我々という感情」は、人間の社会本性からして、人間に普遍的に内在するものである。しかしながら、現実において、人々がこうした「我々という感情」を強く持つのは、文化的アイデンティティを共有する地域的に限定された範囲にとどまらざるをえない。しかも、その文化的アイデンティティは、人間の尊厳の尊重や積極的自由の実現という価値理念を受け入れる文化的アイデンティティでなければならない。ナスは、人間の尊厳の尊重という価値理念を共有する文化的アイデンティティとして、大陸ヨーロッパ的アイデンティティとアングロサクソンのアイデンティティをあげているが、自由を消極的自由としてとらえる傾向の強いアングロサクソン諸国では、かれの「人間にふさわしい社会国家」の構想が受け入れられる可能性は、いまだ低いものと言わざるを得ない。一方、大陸ヨーロッパ、とりわけ「社会的市場経済」(Soziale Marktwirtschaft)の伝統をもつドイツにおいて

は、かれの構想は十分に受け入れられる可能性があるということができる。それゆえ、ナス自らが認めるように、かれの「人間にふさわしい社会国家」の構想は、「人間の本性」を基礎におくことによって普遍性をもった構想ということができるが、その実現可能性という点を考慮すれば、さしあたり特定の限られた文化圏でしか実現されえないものといわざるをえないのである。³²⁾

5 結びにかえて

本稿で明らかにしたように、ナスは、「人間の本性」に基づいて人々の目指すべき価値や倫理原則を明らかにし、その上で、「人間にふさわしい社会国家」の構想を展開する。その構想の基礎にあるのは、どこまでも人間の尊厳を大切にしていこうとする倫理観である。もちろん、ナスはカトリック社会論の論者であるので、こうしたかれの考え方はキリスト教信仰によって支えられたものである。しかしながら、かれ自身述べているように、かれの構想はキリスト教信者でなければ受け入れられないというものではない。「人間の尊厳」を尊重していこうとする理念を共有できる人であれば、かれの構想を受け入れることは十分可能である。なぜなら、その理念を共有できる人は、「人間にふさわしい」³³⁾経済社会の枠組みがいかなるものであるかを真剣に議論し、共に考えていくことができるからである。

もちろん、本論の最後に述べたように、かれの構想が現在の時点で受け入れられうるのは、限られた文化圏でしかない。それゆえ、こうした文化の違いを超えて、かれの構想がいかにして受け入れられうるのか、また、大陸ヨーロッパと違う文化をもつ日本において、かれの構想が受け入れられうるのか、という問題は、われわれに残された課題である。さらに、かれの「人間にふさわしい社会国家」の構想は、具体的には多様で動態的な展開を示すものである以上、現在の時代状況に適した形でその構想をより具体化することも、われわれの課題として残される。しかし、福祉国家にかわる新たな経済社会の枠組みを構想するにあたって、どこまでも「人間の尊厳」を大切にしていこうとするかれの基本的態度は、われわれに重要な視点を提起してくれているといえよう。

注

* 本稿の作成にあたっては、神戸大学大学院経済学研究科の足立正樹教授、藤岡秀英准教授、鈴木純准教授、大阪商業大学経済学部の豊山宗洋教授、ならびに(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構の村上寿来主任研究員より貴重なご助言をいただいた。また、静岡大学人文学部の高倉博樹准教授からは貴重な資料のご提供をいただいた。記して感謝申し上げたい。むろん、本稿作成の責任は、すべて筆者個人にある。

1) OECD, *The Welfare State in Crisis*, Paris, 1981 (OECD 編『福祉国家の危機』, ぎょうせい, 1983年)を参照。

- 2) Vgl. E. Nass, *Der Mensch als Ziel der Wirtschaftsethik*, Paderborn, 2003, S. 293.
- 3) Vgl. E. Nass, *Der Mensch als...*, a.a.O., S. 13. なお, かれは, カトリック社会論のなかでも「社会的人格主義」(Sozial-Personalismus)の立場をとる A. ウッツ (A. Utz) の影響を強く受けている。ウッツに関しては, A. Utz, *Sozialethik mit internationaler Bibliographie, Teil 4. Wirtschaftsethik*, Bonn, 1994 (島本美智男訳『経済社会の倫理』, 晃洋書房, 2002年)ならびに島本美智男「アルトウール・ウッツの経済倫理学の構想」『追手門経済論集』, 第 XXVIII 卷第 3 号, 1993年, 同著「アルトウール・ウッツの経済倫理学(1)」追手門学院大学創立三十周年記念論集経済学部編, 1997年を参照。また, カトリック社会論に関しては, 野尻武敏『転換期の政治経済倫理序説』, ミネルヴァ書房, 2006年ならびに山田秀「共同善と補完性原理——伝統的自然法論の立場から——」『社会と倫理』, 第20号, 2006年をも参照。
- 4) Vgl. E. Nass, *Der humane Staat*, Tübingen, 2006, S. 14-18.
- 5) Vgl. E. Nass, *Der humane Staat...*, a.a.O., S. 40.
- 6) Vgl. E. Nass, *Der Mensch...*, a.a.O., S. 68-71, E. Nass, *Der humane Staat...*, a.a.O., S. 52-53.
- 7) Vgl. E. Nass, *Der Mensch...*, a.a.O., S. 78-94, E. Nass, *Der humane Staat...*, a.a.O., S. 199-204.
- 8) E. Nass, *Der humane Staat...*, a.a.O., S. 28.
- 9) Vgl. E. Nass, *Der Mensch...*, a.a.O., S. 88-89, S. 292.
- 10) このように個人的自由は共同善によって制約されるものであるが, ナスによれば, 真の意味での自由はむしろ, 共同善を通じてのみ実現される。このことを, かれは, 社会的人格主義の立場から共同善と個別善との関係を明らかにすることを通じて, 次のように述べている。「人格性を包含する自己価値としての共同善の考えは, 自然権のいわゆる社会的人格主義のヴァリエーションにおいて主張される。このアプローチは, 実現された共同善に個人的自己善が論理的に追従することから出発する。……したがって, 社会本性の展開は, 個別善を制限するものではない。というのも, 本性的な社会性向のゆえに, この社会性の展開は, それどころかまさに自己善に合致するからである。……共同善が実現されるなら, 人間は真に自由なのである。というのも, 人間は, その本性的規定にしたがって生きることができるからである。その場合, 共同善は実現された自由に関する別の概念にすぎない」のである。Vgl. E. Nass, *Der humane Staat...*, a.a.O., S. 200-201.
- 11) E. Nass, *Der humane Staat...*, a.a.O., S. 203.
- 12) E. Nass, *Der Mensch...*, a.a.O., S. 98. なお, ウッツの引用に関しては, A. Utz, *Sozialethik...*, a.a.O., S. 17 (前掲訳書 4 ページ) を参照。
- 13) Vgl. E. Nass, *Der humane Staat...*, a.a.O., S. 262.
- 14) Vgl. E. Nass, *Der Mensch...*, a.a.O., S. 260-306. なお, 今日のドイツ語圏においては, 二つの経済倫理学構想がとりわけ重要となっている。一つは, K. ホーマン (K. Homann) や I. ピエス (I. Pies) を代表とする「経済学的アプローチ」(Ökonomischer Ansatz)であり, いま一つは, P. ウルリッヒ (P. Ulrich) を代表とする「統合的経済倫理学」(Integrative Wirtschaftsethik)の構想である。ナスは, 自らの経済倫理学を展開するにあたって, これら二つの経済倫理学構想を詳細に検討している。これについては, E. Nass, *Der Mensch...*, a.a.O., S. 113-258 ならびに E. Nass, *Wirtschaftsethik braucht ein Ziel*, in: *Forum Wirtschaftsethik*, Nr. 2, 2002 を参照。また, 近年のドイツ語圏の経済倫理学構想については, 永合位行「経済倫理学の新たな展開」『国民経済雑誌』, 第191巻第5号, 2005年を参照。

- 15) Vgl. E. Nass, *Der humangerechte...*, a.a.O., S. 21-26.
- 16) Vgl. E. Nass, *Der humangerechte...*, a.a.O., S. 18-21.
- 17) Vgl. E. Nass, *Der humangerechte...*, a.a.O., S. 80-87.
- 18) Vgl. E. Nass, *Der humangerechte...*, a.a.O., S. 212-241. センに関しては, A. K. Sen, *Commodities and Capabilities*, Amsterdam, 1985 (鈴木興太郎訳『福祉の経済学——財と潜在能力』, 岩波書店, 1998年), A. K. Sen, *Capability and Well-Being*, in: M. Nussbaum and A. K. Sen, *The Quality of Life*, Oxford, 1993 ならびに鈴木興太郎・後藤玲子『アマルティア・セン——経済学と倫理学』, 実教出版, 2001年を参照。
- 19) E. Nass, *Der humangerechte...*, a.a.O., S. 219.
- 20) Vgl. E. Nass, *Der humangerechte...*, a.a.O., S. 217, S. 220. これに関して, かれは, 「生活の質の最低水準」(Mindeststandard der Lebensqualität) という表現も用いている。
- 21) Vgl. E. Nass, *Der humangerechte...*, a.a.O., S. 42-43, S. 216-217, S. 240-241.
- 22) Vgl. E. Nass, *Der humangerechte...*, a.a.O., S. 220-224.
- 23) Vgl. E. Nass, *Der humangerechte...*, a.a.O., S. 220.
- 24) ナスによれば, 自己責任のための潜在能力を持ち得ない最重度の障害者の権利をどのようにとらえるのかという点に, 潜在能力アプローチの残された課題があるとされる。かれは, キリスト教的な人間観に立つことではじめて, この課題を克服することができると考えている。また, これに関連して, ナスは, 責任者原則の適応を責任能力に応じて軽減する必要性についても提起している。これらの点については, E. Nass, *Der humangerechte...*, a.a.O., S. 227-228, S. 282 を参照。
- 25) Vgl. E. Nass, *Der humangerechte...*, a.a.O., S. 267-268.
- 26) Vgl. E. Nass, *Der humangerechte...*, a.a.O., S. 203, S. 275.
- 27) E. Nass, *Der humangerechte...*, a.a.O., S. 275. なお, ナスは, 同様の論拠から, 近年注目されているベーシック・インカム論に対してもきわめて懐疑的である。これに関しては, E. Nass, *Der humangerechte...*, a.a.O., S. 174-188.
- 28) ナスは, 自らの構想が効率性を損なうものではないのか, という点に関しても検討を加えているが, 個人的合理性の議論と重なる論点になるので, 本稿では触れないことにした。なお, この論点に関しては, E. Nass, *Der humangerechte...*, a.a.O., S. 235-237, S. 261-267 を参照。
- 29) Vgl. E. Nass, *Der humangerechte...*, a.a.O., S. 228-237.
- 30) スミスの同感の議論については, アダム・スミス (米村富男訳)『道徳情操論』上・下, 未来社, 1983年を参照。
- 31) Vgl. E. Nass, *Der humangerechte...*, a.a.O., S. 254-255.
- 32) Vgl. E. Nass, *Der humangerechte...*, a.a.O., S. 255-261. なお, ナスは同感的動機を強化するために, 教育の重要性を提起している。この点については, E. Nass, *Der humangerechte...*, a.a.O., S. 207-209, S. 271-273 を参照。
- 33) Vgl. E. Nass, *Der humangerechte...*, a.a.O., S. 283-285. なお, ナスは, 「人間の尊厳」を尊重していこうとする理念を共有できる人を「匿名のキリスト教徒」(der anonyme Christ) と呼び, キリスト教徒と非キリスト教徒を含む「匿名のキリスト教的アイデンティティ」(anonym christliche Identität) の強化に期待を寄せている。